

第 31 号議案

神戸市市税条例の一部を改正する条例の件

神戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 5 月 12 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第 20 条 [略]	第 20 条 [略]
2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 22 条第 2 項又は第 3 項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定するものとする。ただし、同法第 60 条	2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 22 条第 2 項又は第 3 項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定するものとする。ただし、同法第 60

の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

- 3 所得税法第2条第1項第40号に規定する青色申告書（第8項及び次条第1項において「青色申告書」という。）を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で、専ら当該納税義務者の営む同法第56条に規定する事業に従事するもの（以下この項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業から同法第57条第2項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第1項の規定による計算の例により当該納税義務者の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定するものとする。前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたことその他政令に規定する理由により同条第2項の書類を提出しなかつた所得割の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受けた

条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

- 3 所得税法第2条第1項第40号に規定する青色申告書（第8項及び次条第1項において「青色申告書」という。）を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で、専ら当該納税義務者の営む同法第56条に規定する事業に従事するもの（以下この項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業から同法第57条第2項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第1項の規定による計算の例によって当該納税義務者の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定するものとする。前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたことその他政令に規定する理由により同条第2項の書類を提出しなかつた所得割の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受け

場合において、第25条第1項第2号に掲げる事項を記載した同項の規定による申告書（当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市長が認めるものを含む。）を提出しているとき（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出しているときを含む。）及び同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がないときも、同様とする。

4、5 [略]

6 第4項の規定は、第25条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）に同項第2号に掲げる事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

7 第3項又は第4項の場合において、これらの規定に規定する親族の年齢が15歳未満であるかどうかの判定は、前年の12月31日（前年の中途

た場合において、第25条第1項第2号に掲げる事項を記載した同項の規定による申告書（当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市長が認めるものを含む。）を提出しているとき（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出しているときを含む。）及び同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がないときも、同様とする。

4、5 [略]

6 第4項の規定は、第25条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）に同項第2号に掲げる事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、同項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

7 第3項又は第4項の場合において、これらの規定に規定する親族の年齢が15歳未満であるかどうかの判定は、前年の12月31日（前年の中途

においてその者が死亡した場合には、死亡当時)の現況によるものとする。

8 第2項から前項までの規定により所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前3年間における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた所得税法第2条第1項第25号の純損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該純損失の金額が生じた年分の所得税につき青色申告書を提出し、かつ、当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の市民税について連続して第25条第1項又は第4項の規定による申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

9～15 [略]

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

第37条の5の3 法附則第15条の9の3の規定の適用を受ける大規模の修

においてその者が死亡した場合においては、死亡当時)の現況によるものとする。

8 第2項から前項までの規定によつて所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前3年間における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた所得税法第2条第1項第25号の純損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該純損失の金額が生じた年分の所得税につき青色申告書を提出し、かつ、当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の市民税について連続して第25条第1項又は第4項の規定による申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

9～15 [略]

繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額については、同条に定めるところによる。

2 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条の9の3第1項の特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に総務省令で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>(環境性能割の不足税額の納付)</p> <p>第64条の3の12 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 法第463条の3第2項に規定する場合における不申告加算金額の算定及び取り扱いについては、同項から同条第6項までに定めるところによる。</p> <p>5 [略]</p>	<p>(環境性能割の不足税額の納付)</p> <p>第64条の3の12 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 法第463条の3第2項に規定する場合における不申告加算金額の算定及び取り扱いについては、同項から同条第5項までに定めるところによる。</p> <p>5 [略]</p>
<p>(たばこ税に係る不足税額等の納付)</p> <p>第79条の3の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第483条第5項の規定する場合における不申告加算金額は、同項に定めるところによる。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(たばこ税に係る不足税額等の納付)</p> <p>第79条の3の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第483条第4項の規定する場合における不申告加算金額は、同項に定めるところによる。</p> <p>4 [略]</p>
<p>(特別土地保有税に係る不足税額等の納付)</p> <p>第124条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第609条第5項の規定する場合における不申告加算金額は、同項に</p>	<p>(特別土地保有税に係る不足税額等の納付)</p> <p>第124条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第609条第4項の規定する場合における不申告加算金額は、同項に</p>

定めるところによる。

4 [略]

(入湯税に係る不足金額等の納入)

第177条の7の2 [略]

2 [略]

3 法第701条の12第5項の規定する
場合における不申告加算金額は、同
項に定めるところによる。

4 [略]

(事業所税に係る不足税額等の納
付)

第177条の29 [略]

2 [略]

3 法第701条の61第5項の規定する
場合における不申告加算金額は、同
項に定めるところによる。

4 [略]

附 則

(特定中小会社が発行した株式に係
る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所
得等の課税の特例)

第16条の3 市民税の所得割の納税義
務者（租税特別措置法第37条の13第
1項に規定する特定中小会社（以下
この項において「特定中小会社」と
いう。）の同条第1項に規定する特
定株式（以下この条において「特定

定めるところによる。

4 [略]

(入湯税に係る不足金額等の納入)

第177条の7の2 [略]

2 [略]

3 法第701条の12第4項の規定する
場合における不申告加算金額は、同
項に定めるところによる。

4 [略]

(事業所税に係る不足税額等の納
付)

第177条の29 [略]

2 [略]

3 法第701条の61第4項の規定する
場合における不申告加算金額は、同
項に定めるところによる。

4 [略]

附 則

(特定中小会社が発行した株式に係
る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所
得等の課税の特例)

第16条の3 租税特別措置法第37条の
13第1項に規定する特定中小会社
（以下この項において「特定中小会
社」という。）の同条第1項に規定
する特定株式（以下この条において
「特定株式」という。）を払込み

株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により取得(同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。)をしたもの(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。)又は租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの(当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)に限る。以下この条において同じ。)について、同法第37条の13の3第1項に規定する適用期間(第6項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生

(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により取得(同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。)をした市民税の所得割の納税義務者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。以下この条において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間(第6項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第16条の2の規定その

したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第16条の2の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2～5 [略]

6 第3項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該市民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の3第8項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として政令に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令に規定するところにより計算した金額をいう。

7 [略]

8 第25条第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3

他の市民税に関する規定を適用する。

2～5 [略]

6 第3項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該市民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の2第8項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として政令に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令に規定するところにより計算した金額をいう。

7 [略]

8 第25条第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3

項の規定により同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定により同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第16条の3第6項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令に規定するところにより、同条第5項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に規定する事項を記載した」と読み替えるものとする。

- 9 第5項の規定の適用がある場合における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の3第10項において準用する同法第37条の12の2

項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第16条の3第6項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令に規定するところによつて、同条第5項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に規定する事項を記載した」と読み替えるものとする。

- 9 第5項の規定の適用がある場合における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第10項において準用する同法第37条の12の2

第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「前条第1項及び第3項から第5項まで」とあるのは「前条第1項及び第3項から第5項まで又は附則第16条の3第7項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「同条第1項及び第3項から第5項まで」とあるのは「同条第1項及び第3項から第5項まで又は附則第16条の3第7項において準用する前条第5項」とする。

第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「前条第1項及び第3項から第5項まで」とあるのは「前条第1項及び第3項から第5項まで又は附則第16条の3第7項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「同条第1項及び第3項から第5項まで」とあるのは「同条第1項及び第3項から第5項まで又は附則第16条の3第7項において準用する前条第5項」とする。

第3条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
<p>(市民税に関する用語の意義)</p> <p>第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法人税額 次に掲げる法人の</p>	<p>(市民税に関する用語の意義)</p> <p>第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法人税額 次に掲げる法人の</p>

区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の2に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第82条の2第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読

区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項

み替えて適用する場合を含む。)及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12の7(第1項から第3項まで、第7項から第9項まで及び第12項を除く。)、第66条の7(第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。)及び第66条の9の3(第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12の7(第1項から第3項まで、第7項から第9項まで及び第12項を除く。)、第66条の7(第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。)及び第66条の9の3(第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

<p>イ [略]</p> <p>(4の2)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(固定資産評価員等の証票)</p> <p>第56条 固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために質問し、又は検査を行う場合<u>には</u>、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。</p>	<p>イ [略]</p> <p>(4の2)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(固定資産評価員等の証票)</p> <p>第56条 固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために質問し、又は検査を行う場合<u>においては</u>、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。</p>
--	---

第4条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第4条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第4条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第4条による改正後	第4条による改正前
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第25条の2の2 [略]</p> <p><u>2 前項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した同項の規定に</u></p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第25条の2の2 [略]</p>

よる申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第5条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第5条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第5条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号にお

いて「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第5条による改正後	第5条による改正前
<p>(所得控除)</p> <p>第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(10の2) 自己と生計を一にする配偶者(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者(その配偶者が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(10の2) 自己と生計を一にする配偶者(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者(その配偶者がこの号に規定する所得割の納税義務者としてこの号の規定の適用を受けているものを除き、前年</p>

<p>き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>2～12 [略]</p>	<p>の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>2～12 [略]</p>
---	---

第6条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第6条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第6条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第6条による改正後	第6条による改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワッ</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、<u>輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)</u>が0.5</p>

<p>トを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p><u>メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの</p> <p>年額 3,700円</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
---	---

第7条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第7条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第7条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第7条による改正後	第7条による改正前
(軽自動車税の非課税)	(軽自動車税の非課税)
第64条の3 [略]	第64条の3 [略]
2 [略]	2 [略]
<u>3 法第445条第3項の規定の適用を受ける軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</u>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び附則第2条第2項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第3条の規定 令和6年4月1日
- (3) 第4条及び附則第2条第1項の規定 令和7年1月1日
- (4) 第5条及び附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (5) 第6条の規定 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）
附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日
- (6) 第7条及び附則第4条の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍
との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオース
トラリアとの間の協定の効力発生の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第4条の規定による改正後の神戸市市税条例第25条の2の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき神戸市市税条例第25条第1項ただし書きに規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条例第25条の2の2第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の神戸市市税条例附則第16条の3の規定は、同条第1項の市民税の所得割の納税義務者が令和5年4月1日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第2条の規定による改正前の神戸市市税条例附則第16条の3第1項の市民税の所得割の納税義務者が令和5年4月1日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

第3条 第5条の規定による改正後の神戸市市税条例第20条の3第1項（第10号の2に係る部分に限る。）の規定は、令和8年度以後の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 第7条の規定による改正後の神戸市市税条例第64条の3第3項の規定中

軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「6号施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、6号施行日の属する年度の翌年度（6号施行日が4月1日である場合には、6号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。